

史料紹介：石本家文書「天草取片付之心得書」（天保八年）

楠本，美智子

<https://doi.org/10.15017/1559846>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 42/43, pp.143-171, 1999-03-31. Research Institute Cultural History, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



石本家文書

「天草取片付之心得書」(天保八年)

楠 本 美 智 子

はじめに

九州文化史研究所では昭和二六年から三一年にかけて天草の研究をおこなっている。(当時の九州文化史研究所の関係教官が文部省科学研究費を得て昭和二六・二七年度に「天草諸島の史的研究」を行い、その成果を『九州文化史研究所紀要』二号・三四合併号に載せている)。この縁でその後、石本家文書が九州文化史研究所に寄贈された。当文書の量は膨大で史料整理がままならず、各方面から(とくに薩琉球関係の研究者)から史料閲覧の要望があっていたが、ようやく本格的に整理を開始するに至った。史料整理の進捗にあたり、おぼろげながら石本家の経営内容が理解できるようになった。そこで分かった範囲で少しずつでも公にすることが、史料整理上にも役に立つと思い、ここに一つの史料を紹介する。

史料紹介に先立ち天草並びに石本家の経営の概略をのべておこう。

一 天草支配の変遷

天草が天領となったのは島原の乱後の寛永一八年(一六四一)九月、初代天草代官は鈴木重成であった。寛文四年(一六六四)富岡藩が置かれるが、寛文一一年三月再び天領となり、天草代官として寛文五年に日田周辺の百姓騒動の結果日田代官を改易された小川藤左衛門が赴任、寛文一二年天草郡のうち砥岐組一三〇〇石が島原藩預かりとなり、三年後の延宝三年に砥岐組に替わって大矢野組二六〇〇石が島原藩預かりとなった。やがて元禄元年(一六八八)に大矢野組も天草代官支配下に置かれたが、享保五年(一七二〇)六月、天草郡二万七〇〇石が島原藩預かりとなった。明和五年(一七六八)には日田代官支配下に編入されたが、天明三年(一七八三)八月、天草郡二万三二〇〇石がまた島原藩預かりとなり、文化一〇年(一八一三)二月島原藩預かりが解除され、以後長崎代官高木作右衛門当分預かりに、さらに文政三年(一八二〇)同代官支配所となった。以後は長崎代官支配であるが、天保三年(一八三二)三月四日から七月一日まで、さらに弘化四年(一八四七)五月二日より文久元年(一八六〇)までが日田郡代支配に、文久二年当初は長崎代官支配となるが同年四月二八日よりまた日田郡代支配と幕末は支配がめまぐるしく替わる。¹⁾

以上のような管轄の変遷を踏まえて、石本家の経営をみていく必要がある。例えば文化一一年の五代勝之丞の御領村からの所払いは文化四年の事件の処分であり、処分は島原藩預かりから長崎代官支配へと替わった時点で出されている。

天草郡の石高は「旧高旧領取調帳」によると九一村で、社寺領併せて二万五六六一、〇五一七石である。享保三年の人口六万五〇〇〇人程、寛政には一一万二〇〇〇人(文政八年には田畑三三四三町で戸数二万戸)で「所不相応之多人数之場所」といわれている。²⁾

天草郡は寛永一八年八六村を一〇組（志岐・井手・御領・本戸・栖本・教良木・砥岐・久玉・一町田・大江）に分け、組に一人の大庄屋を置いた。⁽³⁾ その後の大庄屋の交代は少ない。また天草地方では畑・屋敷地は蒔で計上されており、石高制に対応していない部分がある。

二 石本家の概略と経営

イ 石本家の概略

石本家の経営の第一は地主経営にある。当家の土地集積について篠藤光行氏は明和期から文政期にかけて天草全島にかけて土地集積したといい、服藤弘司氏は田畑證文の残存状況から天明以降に集積されたとしている。⁽⁴⁾ そうしたなかで、天明二年一九文銭二四六貫二三〇匁でもって一丁田組益田村庄屋株・田畑山野を譲り請け、益田村庄屋役は市瀬村庄屋本田諸兵衛に兼務させ、田畑からは小作料を納入させた。⁽⁵⁾ これは後に出された百姓相続方仕法で返還されることになる。

文化元年五代勝之丞（のち平兵衛、隠居後静馬）が相続するが、同七年弟平八郎を分家した。⁽⁶⁾ しかしその時点で財産分与はなされておらず、文化一年八月、文化四年に所持銭一〇〇貫文盗難一件の取り計らいが不届きということ所で所払いとなり、勝之丞が御領村から佐伊津村へ引越し、その後六代勝之丞に家督を譲った後、一四年に「分配極之事」が出されている。同年「本家者取置同様取斗店互引入万事もの入節減少之仕法申談候得共、臨時入用多商売向ハ不廻りニ而一体積り違出来候ニ付、平八郎全快迄商売向一切指止相当之暮方いたし候」とあるような家政状況の悪化から「家費積減録」が作成され、手代等使用人の削減がなされた。⁽⁸⁾

この後、文政期に入って長崎においての交易に活路を見いだす様になる。その前提として寛政年間に、天草石本家は長崎石本家と本末関係であることを確認しあっている。⁽⁹⁾ 大村要子氏によれば、文化一五年には平戸町大村町の

石本家文書史料紹介「天草取片付之心得書」(天保八年)

家屋敷を手に入れ、五代勝之丞の三男辰之進が長崎本家石本莊五郎の舍弟を本主として同居、商売は天草石本家が、銀貸は長崎本家阿部屋が担当し、営業を分けたという。文政五年六月には辰之進が長崎店松坂屋を開設し、唐紅毛荷物入札商売を開始した。⁽¹⁰⁾

天草石本家は文政元年より長崎代官管轄下の富岡役所の掛屋を引き受けた。さらに文政四年大問屋株を引請け綿・苧・油の取扱いをすると共に、この後確実に田畑を集積した。しかし長崎店の経営ははかばかしくなかった様である。高木作右衛門の強力な推薦で天保五年二月幕府勘定所御用達を任命された。⁽¹¹⁾幕府御用達で商売方の活路を開く積もりではなかったろうか。しかし御用達の役割は幕府への多額の金・米の融資であった。

天保九年六代勝之丞に幕府勘定所御用達を譲り、五代平兵衛は柳河に四男觀吾と居住、天保一三年銭紛失事件で五代・六代共に江戸で吟味を受けることになり、六代が病死、平兵衛も翌年死去。天草石本家はその後衰退の途をたどる。

ロ 宝暦三年までの石本家の経営

石本家文書には享保一〇年から「銀貸帳」があり、同一三年以降宝暦三年までは、その帳末に暮から正月にかけて在庫調べをした記録が残されている。その後も正月の在庫調べがなされたであろうが、その記録帳簿が現存しない。このことが石本家の経営を見る上で困難にしている。残存する帳簿は「銀貸帳」をはじめとして一〇〇〇冊以上へのぼるが、集計のないこれらを如何に使いこなすかが、今後の研究の成果を左右するものとなるであろう。

石本家は松坂屋を称すが、享保期の帳簿には「酒屋治兵衛」「御領村酒屋」「石本治兵衛」などと記され、当初の業種は酒屋で、屋号は酒屋を称していた。享保期の「銀貸帳」には在庫調べの記載とともに「米買覚」があり、酒造業と共に関連の深い米の売買を行っていた。それによると、米は柳河米(ときに瀬高と記す)・肥後米(なかに

宇土・八代の地名がある)を中心に買い、それに肥前米が加わっている。五代平兵衛が天保期に隠居して柳河瀬高に居を構えたり、八代とのつながりが深いのは、すでにこの時期より親密なつながりがあったのである。

〔表1〕 石本家有高調

(19文銭立 単位貫)

年 号	有 銭	銀 貨	質 貨	酒代掛	酒 造 鹽 油	穀 類	塩	その他	田地買	計	史料
享保13	5.1300	30.700	2.9400	6.3533	4.2000	1.0000	1.0650	0.700		52.0883	石7
享保14	2.4000	32.000	1.3000	4.7574	5.0000	6.1200	1.6200	0.500		53.6974	石2
享保15		39.300	2.8576	8.0127	2.0041	1.9800	1.4720	0.420	2.3000	58.3464	石3
享保17	2.7400	51.000	3.5000	4.8000		7.7200	0.6348	0.650		70.9044	石6
享保18	10.3400	58.400	5.3500	2.5500	2.2000	1.5000	0.4250	0.650		81.3650	石4
享保19	11.7000	50.600	2.3500	2.5500	1.6500	5.7300	0.6300			75.2100	石5
元文2	5.6000	75.500	2.2000	2.0000	4.0000	0.6600	0.6500			90.6000	石8
元文3	9.7000	76.000	2.9700	1.5000	5.6000	0.2600	1.1660	1.120		98.3160	石9
元文4	20.8500	64.000	1.8000	2.0000	2.8000	2.0600	0.9280	0.700		95.9380	石10
宝暦2	43.9250	324.300	21.3000	9.0000	9.5000	19.7800	3.4840	103.639	15.2400	550.1742	石11
宝暦3	53.0215	337.600	12.9000	9.0000	7.4500	14.7500	5.7900	129.870	9.6000	586.1900	石15

表1で享保一三年から二五年後の宝暦三年までのおよその経営の変化をみることができる。単位は銭であるが貫々を使用しており、一九文銭での計算と思われる。一九文銭は豊後日田の千原家でも使用されており、この単位は天領で使われた単位であつたのであろうか。宝暦三年の「有高調」では

せこ二入有之候九俵三而

一銭四メ七百廿七匁 廿文銭四メ五百目

石本家文書史料紹介「天草取片付之心得書」(天保八年)

一同拾六メ八百六拾四匁

七十三文銭二百目入拾參俵 八十文銭壹俵 七十式文銭六俵 七十文銭貳俵 〆貳拾四俵

と書き上げられており、計算ではこの銭単位は一九文銭になる。銭が無造作に俵に入れて保管されていた様子が分かる。また享保一三年の「銀貸帳」の米買覚でも一九文銭で代銭を書き上げている。当時一九文銭とともに二〇文銭・七三文銭・八〇文銭・七三文銭・七〇文銭の単位が同時に流通していたことを示している。

享保期の石本家は酒造をその業とし、酒の掛け売り代と酒の在庫が金融に次ぐ重要な位置を示している。商品としては綿と塩の記載がある。表1のその他の項目は享保期は主として綿代であり、煙草・砂糖・布・油・醬油・種子（菜種）など在庫商品が種類・高とも増えてくるのは元文三年以降である。またその他の項目で鹽・生蠟が在庫として書き上げられてくるのは宝暦期である。宝暦三年七三貫目余、同三年一二貫目余（何れも一九文銭、以後^{①⑨}で表わす）である。享保一四年は六〇〇俵の塩代^{①⑨}一貫六二〇匁が記載されており、質貸等で田地の集積があるが、まだ本格的ではなく、塩田を保有していたというわけではなく、商品として買い入れたものの在庫であろう。

宝暦三・四年になると元文期の資産^{①⑨}一〇〇貫目弱から一挙に^{①⑨}五〇〇貫目代に急増している。それは商品の増加というよりも、銀貸の急増であり、金融に経営の主力を置いたことが窺われる。

また田地買ひ方の代金を書き上げられている年もあるが、田地は別会計と思われる。享保一七年の「銀貸帳」では二貫目余の田地買代の追加が書き上げられている。

享保期は有高調べと共に米買覚が帳簿の末尾に残されているが、元文二年からは作半粃（佐伊津分共に）ならびに手作り出高や講掛銭覚の記載が残されている。作半とは藤本隆士氏によれば親方子方関係を伴う刈分小作のことで分配率が五歩と五歩ということである。^{①⑨}元文期には田畑の所持が増え、手作りも含めて資産化され、有高とは別会計にされていると思われる。

ハ 文化文政期の経営

文化元年五代勝之丞が相続し、同七年弟平八郎が分家を創設、財産分与は同一四年に行われた。¹⁹もう一人の弟熊四郎は野口文平治の養子となっていた。財産分与は文化元年時の財産をもつてなし、田畑は佐伊津・浦村は本家に、御領其外の村は八歩五厘は本家に、一步五厘が分家に分けられた。災害等の手当用に貯えられた金銭以外の貸付銀錢ならびに手元融通所持の金銀錢は本家七歩五厘、分家二歩五厘と分配された。

では文化元年当時の石本家の家産はいくらであったか。

「文化元年一二月有¹⁹高」では 郡中貸方 三六六貫〇五〇匁

他国貸方 三七〇貫九七三匁三分

商売方仕入有方一二五貫六〇〇匁

手元所持高 一七四貫三九二匁三分（以上、計¹⁹一〇三七貫一五匁六分）

本家別段備銀丁錢三七二一貫五〇〇匁（¹⁹一九五貫九七三匁六分八厘）

さらに表2の文政二年の惣勘定覚では、田畑が三〇三町一

反八畝三步（内御領村に塩浜が一一町四畝、島原の田畑が三九町九反四畝二七歩がある）でその作徳米が¹⁹五〇三貫余、しかし郡中に取立不足¹⁹二七貫四五匁や島原の作徳減少などが¹⁹五三貫目余、また貸錢の利錢取立¹⁹三五一貫目余があるが、郡中には取立不足分¹⁹二七貫四五匁、長崎島原貸付銀¹⁹九二五貫目のうち二〇〇貫目が棄捐、さらに¹⁹六三貫目ほどが取立不足になっていた。また支出として家内入用や別

〔表2〕 文政2年惣勘定之覚
(19文錢立)

項目	錢(貫)
田畑作徳錢	503.8924
郡中より取立利錢	100.1416
他国より取立利錢	251.0000
計	855.0340
内	
作取減	53.0400
利錢減	40.0000
失費	180.0000
他国・吉凶手当	50.0000
昨年失費	50.0000
臨時修復手当	20.0000
訳合ものへ貸付	50.0000
残	441.9940

※石本家文書2427.

段返済などを収入から引いて①四四一貫目余、これが文政二年のおよその利潤となっている。この中には蠟・綿・造酒・晒蠟や金物類の商売利潤は入っていない。商売利潤は薄いとして、作徳米と貸付利銭が経営の中心とみている。商売利潤を析出した文政二年八月の「棚卸勘定帳」（表3）が別に作成されている。それには求麻の米・苧・布、島原蠟、生蠟、葛等の仕入高が書き上げられている。一方染藍・白油・硝子器類・金物類・きせる類・真田類が売り払われて仕入分より差し引かれている。さらに家屋敷・問屋株、諸代呂物改高・諸問取立不足、これに有銀・銭を合わせた銀高五四貫余より仕入残り分を差引いてこの年の純益が銀九八〇匁余となっている。同帳の「亥年丑年仕法左之通」においても田畑からの収益である「作徳取立積り」の半分が「家内限り商売利潤之積り」となっており、商売利潤の薄さ、不安定さが経営全体の足を引っ張っている。取り扱っている商品は天草産とばかり言いきれない九州各地の生蠟・葛に求麻地方の米・苧・布といった商品さらに染藍・金物類・きせる・木綿の紐類である真田類、それに硝子器など多種多様な商品を取り扱っており、天草を拠点として持船で商品の隔地間交易を行っていたと思われる。「大坂丸惣取引控」⁽¹⁵⁾（文政頃）によれば、求麻の茶、長崎・島原や天草の蠟・生蠟、島原・筑後の菜種、綿を大坂で売り払っており、大坂では表具賃・三井買物代・傘代・塗師屋や本屋への支払い代が書き上げられている。しかし前述したように文化・文政期の隔地間交易では思うような利益を生み出していない。

〔表3〕 文政2年棚卸勘定帳 松坂屋

項目	銀(貫)
元仕入高	57.277230
内	
染藍	1.112800
白油	0.150000
硝子器類	1.310000
金物類	0.807000
きせる類	0.150000
真田類	0.163000
残(1)	53.584430
家屋敷並問屋株	12.750000
阿部より道具引請代	1.266581
諸代呂物改高	9.025030
諸問屋取立不足	13.794500
有銀	17.728700
計(2)	54.564811
差引(2-1=利)	0.980381

※石本家文書3354.

三 史料「天保八年天草取片付之心得」

天保四年十一月一日高木作右衛門の代わりに日田郡代羽倉外記が登城したところ、石本平兵衛の出府を土方出雲守より仰せ渡され、二月五日富岡役所よりその旨の連絡が六代石本勝之丞にあった。当時平兵衛は旅先柳河にいたため早速連絡の飛脚が出された。実際に平兵衛が御領より江戸へ出帆したのは正月二二日で柳河を経由している。江戸着は二月二一日、その日の内に勘定所付御用達を仰せつけられ、帯刀永々御免、屋敷地高七石と三人扶持を貰った。⁽¹⁶⁾以上が日記に記された勘定方御用達任命の模様である。

これより先同年正月に石本平兵衛・勝之丞は窮民救済として粃五〇〇石の上納を願ひ出、さらに八ヶ年分粃四〇〇石を上納するとの申し出により帯刀御免と三人扶持を褒美として与えられていた。具体的には天保三年辰年を初年として粃五〇〇石江戸へ積廻しており、四年・五年に各粃二〇〇〇石廻米している。また平兵衛は同五年一〇ヶ年分で一萬五千石の粃廻を約束していた。それに対し同年五月に長崎最寄厩所を追って通達するとの申し渡しがあっている。⁽¹⁷⁾

この様な前状況があつて天保八年の史料「天草取片付之心得」の前半の粃廻が理解できよう。なおこの心得を出すに当たっては、経営の危機意識が平兵衛にあつたためである。この心得の最後に当春の積算に狂いが生じて「多分之操合違も出来損失も大違」となっていることを記し、御用達を止めさえすれば、天草だけの経営となれば狂いもないようになると、御用達の解任を希望し、商売中心の長崎松坂屋の縮小を念頭においた経営方針を打ち出したものである。

最初の粃廻については午より申まで天保五・六・七年の粃廻が四五〇〇石、それに八年分を併せて六〇〇〇石。このうち三〇〇〇石は当夏に詰め替えるが、凶年の後なので他国米を買い入れて詰め替えようというもの。そしてこれは代官所雇用であつて、内輪の事情は次のようである。作徳米と郡中返済の銭で整えようとのことであるが、

郡中への貸銭の内から廻す分と薩摩藩・求麻藩の扶持、柳河知行米などを当てようという。そして当年は佐伊津普請入用に五五〇貫文を捻出している。なお切紙が一枚目に張り付いているが、囲碁の調達方法を色々考察したものである。石本家文書中には同一の事件で幾通りもの書類が作成されていることが多い。

本家へは柳河店からの上納一〇〇〇両・新田作徳米三〇〇両・求麻口五〇〇両合わせて二〇〇〇程を備金とし、島原三好屋へ月利八朱で預ける。

島原からの拝借金等四七〇〇両は二〇〇〇両を長崎店へ渡し、残金と其外合わせて六〇〇〇両を柳河へ持参すると言ひ、柳河で緊急事態があるのであろうか。

長崎店あるいは森家に関しては、先行きの不安がある。「長崎之儀者何れも永久いたし兼候所柄故①之成行二任店者いつれ纔斗之取斗ニいたし」と、薩摩藩との取り引き次第であるが、ゆくゆくは長崎店の経営は縮小する積りである。また森欽三郎は長崎宿老を務めた家で五代平兵衛の次男勘十郎であり、さらに三男辰之進（兼次郎）がその跡を次いでいる。森家も二千両なければ「御役料取れ不申」、右高を出金して次男を有付けても先行き暗いので、森家からは年々三〇両登せることとし、薩摩藩との手が切れれば、二千両出金した分は本家が銀一一貫五〇〇匁と七人扶持を年々受け取り、それと三銀請方二貫五〇〇匁柳河知行一〇〇石の内から森欽三郎方へ渡し、欽三郎方の暮らし方は銀一三貫匁・一〇〇石とする。これも薩摩藩との関係が終わる、二〇〇〇両（銀一一〇〇貫目程）の出金をして、利銀と扶持を貰う関係となろうとしている。長崎店は七〇貫目の暮らし方にし、本家よりの指揮は差し止め、欽三郎方に任せる。（日記によれば森欽三郎は天保八年十二月二十九日江戸にて死去）

別家は平八郎方のみとし、兼次郎は一〇ヶ年長崎勤めをしたならば、天草へ引き取る。別家には取り立てない。熊八郎（求麻八は今泉村庄屋を天保一四年二月まで勤めている）は今泉村の手が放れたら本家に召仕い、観吾代平八郎方を勤めさせ、観吾が平八郎跡を相続したならば、熊八郎はその後柳河番代に越し、柳河で身を終わらせる。

別家にはしない。もし観吾に何かあれば平八郎の跡を熊八郎が継ぐこと。系図では天保一六年正月に熊八郎が平八郎跡を相続している。柳河番代は柳河藩の御用人格に準ずる扱いである。

野口文平次方は五代平兵衛の末の弟熊四郎が養子に入っており、その家督は石本家より分与の分で暮らし、文平治隠居料として銭二〇〇貫目を渡す。商売をするときは兼次郎方と連絡取り合っており、取り合はからうこと。

以上、本家を中心とした経営体として、長崎店・柳河店を始め五代平兵衛の弟達と子供達の先行きを書き記している。席次は本家・平八郎・森欽三郎・野口・兼次郎の順である。

本家は幕府御用達を勤める家柄であるため、御用達を勤める時とそうでないと時との服装や召連者の区別を本家心得に記して明確にしている。

また支配人心得では佐伊津と御領の兼ね合いがあるが、御用達を勤める平兵衛が佐伊津を拠点としているところから古家から新宅へ替え、まずは御用達の勤めを優先する体制をとるようにした。なお請寄地所貸方引合など土地経営は御領村が中心となっている。御領村本宅の建て替えも計画され、平八郎家は別家といえども取り畳み、本家の経営に組み込まれている。

蠟絞りあるいは油締めは支配人宅で行う。油絞りを願うならば種子は柳河より遣わす。また天草で銭の調達が出来ないときは柳河で月八朱で貸そうとある。

従来の貸し方が一〇〇〇貫目あり、それを備銀として、利潤を本家・野口・熊八郎と伯母達、それに櫛元入（支配人）と五口で分配する事になっている。

この年大楠新田開発（現有明町、楠甫村と大浦村にまたがる新田）に再び取り掛かろうとし、鹿子木（熊本、技術者がいるのか）へ掛け合うこととしている（大楠新田開発は文化・文政期にも行われている）。このように商売よりも作徳米の取得に経営の中心をおき、別に口之津の新田買集めをしようともしている。口之津新田一五町歩の

石本家文書史料紹介「天草取片付之心得書」(天保八年)

うち一町歩は米屋拝領地のため、残り一四町歩分として代銭七〇〇〇貫文、この作得米八四石と見積もっている。そして当春の積算に狂いが生じており、御用達を止めて天草だけの取り締まりとなれば狂いもないようになる。天草だけは翌年までに取り片づけ、長崎分は経営縮小して損失分は柳河が引請けにするので、柳河の経営如何で浮沈が決まるとしている。ここに柳河仕法が注目されるが、柳河でのことは明かではない。

平兵衛は翌天保九年二月御用達を六代に譲っている。同年三月江戸城西の丸火災、この普請に御用金二万両、さらに別に三万両を命じられたが、身分不相応で調達出来かねるため、同五年一〇年間で一万五〇〇〇石の囲厩をすることを願ひ出していたことから、これまでの囲厩六〇〇〇石と当秋出来糶四〇〇〇石都合一万石を上納すること御用金二万両分として貰い、残る三万両は免除願ひを出した。

この「心得書」は石本家の経営の絶頂期とおもわれていた時期にだされたもので、天保一三年の石本家崩壊までの経営の方針をみることができる。

〔史料〕

五代御自筆

天保八年酉九月廿二日調

天草取片付之心得書 写(石本家文書八二五)

御囲穀引合

(天保五、七)
午年、申年迄三ヶ年囲高
一糶四千五百石

此訳

(貼付史料)	
午未申三ヶ年分	
糶四千五百石	囲高
内	
二千石	郡中江割渡候分
此米千石	柳河厩
残而式千五百石	糶厩
此処	
千五百石	作得之内当酉厩分

一 粳三千石

当夏願之上詰かへ候分

此米千五百石

但、当秋相応之作益ニ候得共、凶年之末ニ付先以他

国米買入米ニ而詰替仕置候

一同千五百石

古粳囲置之分

一同千五百石

当酉年囲増之分

合六千石

此訳

米千五百石

粳三千石分

粳三千石

新粳詰替候分

ノ

右之通御勘定所御代官所江御届申上内輪左之通取斗

一 粳三千五百石

作得高

一同千石

郡中返済ニ而取入

ノ 四千五百石

内

米八百石

新穀ニ而払立

此粳千六百石

差引凡三千石

围方出来

一同三千石

正米围

此米千五百石

但、三千五百石之内式千石者米ニ摺立
残千石

外

一千五百石

当年可围分

ノ 式千五百石

此処

一米百四拾四石

薩州御扶持米

一同九石六斗

求广同断

一同九石六斗

嶋原同断

一同式百五拾石

柳河同断

一同式百五拾俵程

柳河住吉開作得米

一 麦安 四百五拾俵程

同かなの手新田同断

三口ノ 千百俵

右両所作得

三斗五升入 此升三百八拾五石

四口ノ 七百九拾八石式斗

此粳三千式百俵

差引九百石

不足

一千五百石

明戊年詰前之分

ノ 式千四百石

此処

三千五百石

作得之積

差引千百石

御年貢諸雜費ニ可相成分

但、当西郡中払入之五千貫家内入用ニ引取明戊ハ
亥二ヶ年之老万貫文別段備相立候積

一 明年ハ始講掛銭手当として金式百兩宛月六朱ニ而
柳河ハ貸付講帳別段ニ仕立候事

石本家文書史料紹介「天草取片付之心得書」(天保八年)

内

五百石

右八百石之内柳河囲

五百石

明戌年郡中返済

(二百石

戌年迄右同断

三百石

同年柳河囲右八百石之内

右之通取斗候得者、郡中調達疋万五千貫文之内凡九千貫文余囲米代ニいたし、六千貫文斗別段ニ相成三千貫文手当
いたし、余者家内操合致し支無之積

郡中割合

一錢五千貫文

当年分

内

四千貫文

粳千石買入俵ニ而弍貫文かへ

残千貫文

家内手当

一同五千貫文

明戌年

内

三千貫文

米五百石買入、石ニ而六拾匁かへ

残二千貫文

一同五千貫文

明後亥年

内

米二百石

買入都合千石

六拾匁替

代千二百貫文

残而三千八百貫文

三口ノ六千八百貫文

内

三千貫文

三千八百貫文

ノ

一 粳千石

此米五百石

右之代

一米百四拾四石

一同九石六斗

一同貳百六拾俵

一同六百六拾俵

ノ 九百貳拾俵

升三百貳拾貳石

一同拾八石

但、長崎取斗合之事

合四百九拾三石六斗

此分正米相備郡中返濟ニ而粳買入見合粳代四千貫文左之通取斗

佐伊津普請入用手当

一 麦安凡貳百俵

住吉開

過上

別段備

余有

郡中返濟ニ而買入ヲ止メ

①扶持米

求广同断

柳川知行米

新田作得米

①正銀扶持米

辻合

石本家文書史料紹介「天草取片付之心得書」(天保八年)

四貫文書

代八百貫文

一大麦貳百五拾俵

三貫文書

代七百五拾貫文

同断

ノ千五百五拾貫文

一錢四千貫文

郡中返済合

但、粃千石買入見合候分

合五千五百五拾貫文

拾九錢三百貫目

(貼付史料有り)

右佐伊津普請入用別段引渡

本家江可取立分

一金千兩宛

柳河店上納

一同三百兩宛

新田作得米代

但、明年合少々相減可申事

一同五百兩

求广引請

但、此内銀拾貫目宛欽三郎手当相済候迄相減可申事

此求广口本家合直取引ニいたし度事

ノ貳千兩之辻年々相備度事

此口嶋原三好屋江本家合相對いたし、月八朱宛ニ廻し候得者

十年目年七朱平拘ニ而も

凡三万二千兩ニ相成ル

右高年々口々之上納本家ニ相納本家合みよし屋江預ケ双方立会勘定ニいたし、年々見届本家江差支候節者八朱之

(貼付史料)

一錢老万五千貫文

郡中江貸付高

但、当酉年合明後亥年迄無利足ニ而貸付

内

五千貫文

当酉年分

但、此口御年貢諸雜費江本家江引取候積

残壹万貫文

内

千貫文程者貸付無之分

差引九千貫文

此分明戌年合明後亥年迄取立浮ニ可相成分

利足ニ而借入候ハ、弁利いたし外見も可然事
右口十ヶ年目柳河方仕法講見事ニ行届候ハ、みよし屋預り銀講ニ而引渡、其節右三万二千兩余本家江引取可申
歟、其節、模様ニ任せ取斗可致事

嶋原

一金貳千七百兩

去冬被下分

同断

一同二千兩

此節年賦拝借

ノ四千七百兩

内 二千兩

長崎方江相渡し候分

此年賦返済長崎引受

残而貳千七百兩

返済不及分

此口別段銀帳面なし、貸方ニ当、依之其段本家ニ記帳いたし置度候事

一金千三百兩

新米増立
米八百石代

合四千兩

本家ハ柳河渡しニ記帳之事

此高此度嶋原公ハ持参之積

外ニ

一金千三百兩

米代之分

一同四百五拾兩

八代取替

一同貳百五拾兩

麦安・大麦代

ノ貳千兩

別段持参

此口大坂為替ニ而相納候積、本家柳河出入ニ不拘、尤麦安・大麦代者別段遣し不申分

石本家文書史料紹介「天草取片付之心得書」(天保八年)

合六千兩

柳河江

此度持参之積

但、五千七百兩二而も急事

朱「柳河江之申向左之通」

一銀百貫目

店置銀

一金四千兩

別段預ケ

右之通相渡し置ニ而入用之節可指出、尤米八百石申遣し次第廻し度可致事、且当分之操合ニ別段金貳千兩大坂納
ニいたし候様年々申渡、上納金千兩宛無相違七月・十二月兩度ニ可相渡事

一森欽三郎方ハ貳千兩無之而者皆式御役料取れ不申、年々借用相成候趣これハ尤ニ候得共、凡正銀千百貫目程之出
銀相成不相当之次第、其上右高出銀いたし二男有付末々響き候而者追々成生之もの心得違いたし家風取乱し候ニ
付、此度欽三郎出府之上森手元より別段六百兩之無心ヲ止メ年々三拾兩宛欽三郎手元迄登候様御救銀ハ仕法いた
し、夫ニ而弥々手切いたし、此方性々引替出来候ハ全別家ニ相成、 $\oplus$ 方手切れ相済候ハ二千兩出金いたし、
末々本家之備ニいたし置候様取斗、御役料之分会所鈎合ニいたし置、本家江銀拾貳貫五百目々七人扶持年々請取、
年々拾貫目宛本家より相渡し候様取斗候得者、三銀請方式貫五百匁・柳河知行百石之分欽三郎方江相渡し、代々
相続人者本家今申付候様取斗置候事

但、左候得者欽三郎暮方銀拾三貫匁・百石ニ相成候

一長崎之儀者何れも永久いたし兼候所柄故、 $\oplus$ 之成行ニ任店者いつれ纔斗之取斗ニいたし、御代官方調達銀凡三百
七拾貫目も可有之ニ付仕法拝借之口百貫目斗出金、中田取斗ニ而百貫目出金いたし、都合壹万兩ニいたし御役料
之分年々百貫目余引取、御暮し方七拾貫目ニつゞめ仕送ニいたし候得者旧借之利足も取れ、是迄之御恩も忘却不
致、店も右之余有ニ而暮し方出来候ニ付相應之もの壹兩人指置、御代官仕送り々御御穀之方台ニいたし取つ々か
せ置度、いつれ此義兼次郎存寄も承治定致し度事

生「但、本文之通相成候而も本家之指揮ハ差止メ欽三郎方進退ニいたし置度事」

一別家之儀者欽三郎方右之通相成候ハ平八郎限ニいたし置候事

一兼次郎十ヶ年長崎相勤候ハ天草江引取別家者なしニいたし、十ヶ年後の余有を以見斗引渡、同家内ニ入置諸事本家之指揮ヲ請本家取斗方指図いたし候家筋ニ取斗、已来末迄本家ヲ名乗候、別家者堅停止之事

一熊八郎儀今泉方手放れ出来候ハ先以本家ニ召仕、觀吾代平八郎方相勤被有、弥々觀吾平八郎跡引請候ハ其節本家ハ柳河番代ニ被越、柳河之余有ヲ以暮し方不致生涯柳河ニ而身を終、別家為致候義者不相成、尤子供養育之術無之義ニて、今泉役株代取入候ハ別段地所買入年、積立置備相立可申事

但、万一觀吾義身分ニ違變有之平八郎跡相統難相成候ハ、熊八郎義平八郎跡ニ相立可申事

一文平治方ハ養家之持家督此方分与之分ニ而暮し方いたし、文平治隱居料として此度錢式百貫目引渡し可申候、別段廻し方いたし手元入用相償ひ余有之分者野口家ニ附屬致し、死後者野口家之備ニいたし置候事

但、商売いたし候ハ、別段兼次郎方結び合ニ而取斗方可有之事

一表向者格別内輪ニ而別家之取扱方左之通心得万事取斗度事

本家主人正面之節

第一

向席

平八郎跡

第二

同

森欽三郎

代人ならハ野口之下席

第三

同

野口家

第四

内席

兼次郎

但、長崎森より年始ニ者代人熊召出候事、柳河番代之もの勿論上納銀皆済不致候ハ、急度取斗之事

一長崎森家之義者衣服万事役並之事

一長崎詰柳河詰之もの迄も勤先ハ其所之風儀ニ任候得共、天草江着いたし候ハ即座ニ天草家風之衣服相用可申事

一柳河之番代之もの柳河之格式御用人格ニ準候ゆへ帶刀為致候得共、於天草者佐伊津村同家之ものニ而、内輪本主

之扣ニ相成候もの外ハ、二男三男之無差別一切帶刀不相成事

一平八郎・欽三郎方ハ別家丈ケ之家具・腰之物等分与可致候得共、此度本家附之品々相改、本家江附屬致し候ゆへ一切銘々勝手ニ取斗申間鋪、其身好ニ任せ取扱候ハ、別段自分之働ヲ以取立候義者格別之事

但、自分才覚ヲ以取立候与も身分不相当之拵等いたし候義者堅停止之事

一右取斗方本家・別家ニ私心有之猥之義有之候ハ、野口家・兼次郎跡目之もの急度相改させ可申事
一本家心得方左之通

則

一御用達相勤候ハ服合

平日絹服不相成事

表立候節者絹服可相用事

自分事限り

諸家合拝領之品たりとも五節句・神事・祝言・仏事等之外ハ可為無用事

近村一僕一刀

遠村表立候節若党召連候義者格別之事

一御用達相放れ候得者服合万事前之通、尤表立候節若党召連候義支配江伺之上治定いたし候事

一別家のもの館船・駕籠不相成事

但、病氣之節者本家合見斗船・駕籠等手当可致事

一墓参着日無怠相勤ハ勿論之事

一其外品・価格取極之義者一統申談之上認可申事

一本家江自儘有之候ハ、別家中・野口合申聞候義者勿論之事

一召仕之もの過失見斗兼次郎跡目之物より堅取締之事

但、兼次郎跡目之もの不取斗有之候ハ、別家・野口合取締之事

一別家相統・縁組其外分与之家督者證文引渡し置二付、本家江相伺売買交易等可致事

一御用達相勤居候与も支配御役所江本主可相勤者勿論、親類・別家ハ素々重立候懇意之村方江者本主自分ニ相勤候義当然之事ニ而、万一難去用向故障之節者内輪扣之もの相勤、万一内輪之もの支候ハ平八郎跡、夫も支候ハ野口跡相勤可申事

一御用達相放れ候得者世間向勤方以前同様之事

一本主妻之儀ハ 血脈之もの又者親類

無余儀向者格別祝儀弔儀等有之外者無用之事

一本主妻近村往返女老人僕老人之外不相成事

但、雨天病氣之節駕籠用ひ候義ハ其時々見斗可有之事

一支配人心得之事

御役所勤向

村々江罷越候節

平日之勤向

衣服極之事

支配人取用ひ方極之事

✓

一佐伊津詰支配人 昌次郎・誠太郎 本宅詰

但、場所見斗古之新宅引直し、遠客手当之座鋪一間継添之事、尤昌次郎ハ才津方定詰ニ而者差支も無有之候間、折々御領村江引取可申候得共、先以御用達相勤候ハ形不相立候付、一旦者引移之事

一筆記之者老人 本宅詰

但、御用達相濟候ハ江戸届向認物之形曾助歟高田歟当分可遣事

一請寄地所貸方引合御領村本家ニ而取斗可申事

石本家文書史料紹介「天草取片付之心得書」(天保八年)

此引請人

熊八郎 野口 昌次郎 立会

本家定詰

見斗之事

メ

一平八郎宅取疊当分裏新宅ニ引移候段、表札出し候事

一支配人宅ニ而蠟絞リ方歟油メ歟取斗之事

此取斗方内々本主筆記之もの誠太郎江為取斗之事

一御領本宅建替申談之事

此取斗方ニ寄

一是迄之貸方其外万事帳面引取メ立

凡式百貫目 是迄之分

朱「一」

朱「此上有之候ハ野口家ニまし遣可遣候」

式百貫目

熊八郎株代

朱「三」

式百貫目

野口家分

朱「二」

百貫目

おぼとの手当 おわか・おつゑ分

朱「四」

メ七百貫目

此又仕法ニ寄

式百貫目

佐伊津支配人はせ元手

朱「五」

百貫目

口ノ津有家田地代 おつゑ・おわか分

但、都合式百貫目

合千貫目ニ備相渡候事

但、本家一口 野口一口 熊八郎一口 おわか・おつゑニ而一口 支配人ニ而一口都合利分

此利足八朱与見一ケ年

百貫目

朱「五口ニ割合」

此割合

貳拾貫目

本主

朱「一口」

貳拾貫目

はせ元入

朱「支配人一口」

ノ四拾貫目

内

三拾貫目

江戸入用備

拾貫目

支配人別段備

ノ

貳拾貫目

野口

朱「一口」

貳拾貫目

熊八郎

朱「一口」

貳拾貫目

おわか・おつえ

朱「一口」

右之通年々、配当之事

但、万一商売等ニ而支候節者無利足ニ而本家へ取かへ可遣事

右者近年中凶作可有之ゆへ手元江正物同様之取引いたし置度候、尤右之取斗ニ而者本家取疊之形不相立候ニ付、少し振り候義ニ可有之候得共、新宅江表札いたし入口相替候ハハ可然歟之事、左候得者本宅者番人老人ニ而他所客者店ニ召置可致事

一右之通相成候得者取斗一円ニ相成手張不申、佐伊津絞り方も御領へ指揮いたし候様相成、旁都合可然哉之事

一右之通相成候得者野口家外向之もの入も相減、一体右取引之もの入者惣利益之内へ出方いたし候付、全く千貫目者取ノ可相成、其外本家貸方式百貫目以上有之候ハハ別段まし遣し候ニ付、旁其方可然哉之事

但、右之通相成候得者、野口家者取疊同様ニいたし暮し方為致度事

一右元高者郷も減少無之様利足をも廻し詰可申事

石本家文書史料紹介「天草取片付之心得書」(天保八年)

但、伯母殿お和歌・おつへ分者年々割渡可申事

一上粃手当も有之候ゆへ、好有之候ハ、別段船老艘ハ引渡可申事

一油絞り方いたし度候ハ、種子者柳河合遣し可申事

一右錢天草ニ而廻し方出来不申候ハ、柳河ニ而月八朱ならハ何時も引当もの手入なしニ而取斗可遣候得共、左候得者育立候もの都而馬鹿ニ相成候ゆへ、右之仕法ニいたし度事

一平八郎家督之義者別段取斗、右仕法ニ不組入年々積立置候事

いつれ同人跡兼次郎且野口始別家備之義者十ヶ年之内之成行ニ任せ仕法通行届候ハ、柳河方貸金老万八千両与錢百貫目并みよし屋方預ケ金之成行ニまかせ、五ヶ年目ニ者凡見詰相分候ゆへ、其節迄存命候ハ其節可申渡、万一の儀有之候ハ迎も右口々手ニ入不申もの見極メ、本家天草限り之心得ニ可相成、依而千貫目位之正物手当ハ別段いたし置候得者、いつれも露命いたし候ゆへ前書之通取斗度事

朱「右之通千貫又利廻しいたし候を先以両三年折合ヲ見何事も疊置、明年大楠新田一春ニ才津ヲ開発いたし片付度、

左候得者野子も安心、明年ハ亡父君御年回之相当り弟□平八郎遺情も相立可申候、大楠開発いたし候而者如何、

左候得者左之通」

一大楠開発取掛り候得者佐伊津普請者地開石垣廻り而已片付置、大工六・七人入置表門・長屋出来次第取斗度

一錢三百貫目

普請入用当年々備高

内

百貫目

引除前書之分取斗候積り

残式百貫目

一同千貫目

利廻しニ相備候分

(貼付史料有り)内
式百貫目

野口分

(貼付史料)

此高柳河合可渡分ニ候処、掛屋鋪才津普請不致高左之

通

一錢五拾貫目

掛屋しき分

一同七拾五貫目

才津分

ノ百式拾貫目

差引拾式貫又

可渡分

一同式拾貫目

前々廉式百貫目之口渡不足

但、錢式百貫目可渡処江金五百兩相渡

百貫目

おわか・おさへ分

メ三百貫目

此分者別段引除利廻しニ致し候事

残七百貫目

初納之節より正銀引備

合九百貫目

手当相備置

外

三百六拾貫目

用意相備

此口者柳河上納金みよし屋口ニ入置候を以

別段引放し

メ千貳百六拾貫目

右築立方ニ相決し候得者鹿子木江申談置候付、御代官の八代殿江鹿子木頼入之書狀申請遣し候得者、直ニ相見候積書狀者中田江申返置候ニ付、何時も出来候ゆへ築立ニ決着いたし候得者、此節々滞留中相極メ候得ハ何之手入も無之様手当可致候

一右築立ニ相決し候得者は迄捨置候末ニ付長く相掛り候而者不面目候ニ付、弥々築留候見込有之哉、早々鹿子木江見分相願、弥同人見廻り有之候ハ、四五十日ニ而汐留いたし候様取斗度、長く掛り候得者たとへ割合者宜候とも不用之物入も有之候ニ付、はやく片付候様鹿子木頼切取斗度事

一開発ニ相掛り候得者家内も其手当いたし置候事ゆへ、明後年迄者余事者さし置、万事開発申立一切出方無之様取斗、自然右手当金千兩不用相成候ハ、夫れ以明秋明後秋迄二下田口開発いたしたく、若大楠方用意金も入用相成候ハ、明年大楠也の其氣ニ相成、天草も取斗手元も取斗候得者下田開発入用者別段取斗方有之、此義ハ外之もの入さへ無之候得者手元ニ引請取斗可遣候

一右ニ取掛り候得者最初者引請人相定置、余事之混雜無之様鹿子木内見ニ相頼候者始引請人引請切取斗候様無之而者家内之仕法崩れ候ゆへ、新開之義者入用钱操出し遣候様而已之取斗いたし、何れ屯兩人見立任切可申事

残如斯

メ三拾貳貫目

此金凡九拾兩

一金百三拾兩

鹿子木取替分此方の渡ス

メ貳百貳拾貳兩

此高相渡し候得者東郷喜市殿相統掛ケ勤之もの元手程迄相済候積

一同貳百兩

講錢手当

此分者年々月七朱之割合ニ而取替積

戌十一月廿九日調子

石本家文書史料紹介「天章取片付之心得書」(天保八年)

右之仕法ニ相成候得者

佐伊津ニ而江戸入用備

一錢三拾貫目宛

千貫目之内利廻し取高

一同四拾八貫目

①御扶持米代

ノ七拾八貫目

此金凡貳百兩

拾兩

高瀬手当

拾兩

上野

拾兩

森

拾兩

飛脚賃

六拾兩

年始暑寒定式手当

ノ百兩

但、貳拾兩位者江戸貸付取立出来候得共、是者別ものニいたし置

十兩宛

三人此度内頼申遣し候

但、差出方御勘定者人・御組頭江者人・御吟味役者人

此口三拾兩也

残七拾兩

余有

此分者注文もの申来候節、亦者御老若御側之内御出入之向江間見舞之手当

一 改申聞候筋ニ者無之候得共、亡父君御在世中者兎角世上不穩、既ニ天明二寅年益田村一村庄屋株迄祖父君御引請
ニ 相成候処、天明三卯年日田御支配嶋原御預ヶ所ニ相成候節、右證文日田御奥書御切取相成、其節御心配当分
嶋原御預所始ニ家名御相統当分追々面働相成、引統天明九酉年御巡見御勤、其後寛永四子年郡中百性取騒出来一
件難決相成、同五丑年ニ至質^貸地利足六朱六厘ニ相成、同八辰年御仕法被仰付候以来弥々八ヶ間鋪相成、何一ツ

御安氣無之、同九巳年冬ハ口ノ津新田開発御見立相成、翌午年迄御勤從嶋原公御称美御座候処、其取斗方聞へ惡鋪御役所与御不和ニ相成、夫切御勤無之、翌末年より御役所者野子引受相勤候位ニ而之事ニ而御引請中御心配而已ニ而、公辺江之御奉公も無之、且内證向、取候而も廉立候御手形無之ニ付、末々ニ至候而者御勞心之程不相分、子孫尊敬も薄く相成候而者恐入候故、口ノ津者御役所も有之、幸右新田御手形相残り居不申ゆへ、右場所手ニ入度辰巳屋方讓受地所新田かへきニも可相成見込ヲ以取斗置候処、これも追々正錢払入之心得有之趣ニ付、正錢払入相成候ハ、夫れ以右新田追々買集一円ニいたし度、此度内々郡方役向江存意申向候処いづれも取斗方可有之との義ニ付、追々おわか・おつえ江分与致し置候地所正錢ニ相成候ハ、辰巳屋・米屋江申談、右新田引請口ノ津者御役所之義ニ付、何卒永く通音いたし度存候事

一丁錢五千八百貫文

辰巳屋地所代

一同千四百貫文

有家同断

一同千三百貫文

此間遣し候分

ノ八千五百貫文

此処

右新田反別拾五町歩与見

内 一町歩

米屋拝領地

残拾四町歩

壹反歩五十貫文宛与見

此代錢七千貫文ト見込

壹反歩六斗之積

此作得米八拾四石

下作上納

此米貳百拾俵

石本家文書史料紹介「天草取片付之心得書」(天保八年)

石本家文書史料紹介「天草取片付之心得書」(天保八年)

但、普請者御上合此方構なし

二割引ニいたし候而も

百六拾八俵

取立

右之割合可相成候ニ付、追々得斗勘弁取斗之事

前書之通心得之俣十呂盤なし火急積り立遣し候ニ付、野子着之上ニ一駄之進退向者可申聞候得共、先以天草者前書之通取斗候而も支無之、勿論当春之所ニ而者夫々銀割之都合も能相成居候處、米一件之操合も何も相崩し多分之操合違も出来損失も大違相成、当春之銀割と者雲泥之相違相成候得共、御用達御免ニさへ相成自己之進退勝手ニ相成候得者、右ヶ条之通天草ハく限之取締メ候而もはや狂ひも無之哉ニ相寛、勿論野子も明後年ハ心障有之候ゆへ、是悲天草丈ヶ者当年合明年迄ニ取片付度、長崎ハもはや心配者無之、尻之分柳河江引請置候ニ付柳河ニ而浮沈相極候積り故、天草丈ヶ之御評儀可被成候、以上

九月廿二日夕

註

- (1) 松田唯雄『天草近代年譜』昭和二三、『藩史大事典 九州編』。
- (2) 檜垣元吉「近世天草の人口問題とその背景」(『九州文化史研究所紀要』二号 昭和二六)。「文政亥今午迄式拾箇年定免已下村々同」(『天草郡史料』第一)。
- (3) 『天草近代年譜』。
- (4) 篠藤光行「村方商人の性格と製蠟業」、服藤弘司「石本家と寛政八年の「百姓相続方仕法」」(『九州文化史研究所紀要三・四合併号』所収)。
- (5) 石本家文書一二七五。
- (6) 吉田道也「石本家略史」(『九州文化史研究所紀要三・四合併号』所収)。

- (7) 文政二年十二月歟願の結果所払いは許されて、同三年二月勝之丞より「御請證文」が出されている。〔書通控〕石本家文書一・一五四・一一五五。
- (8) 「家産一切勘定分配極」「家産分配高極帳」（石本家文書二四二二・二四二四・二四二八）等。
- (9) 明治五年「覚書」（松本文庫三六九）。
- (10) 「近世長崎における貿易業」『九州文化史研究所紀要三・四合併号』所収。
- (11) 天保五年「日記」（石本家文書五三七八）。「覚」（石本家文書二五七五）では、御用達の任命は天保四年十一月一七日と記されている。
- (12) 藤本隆士「石本家の土地経営」。
- (13) 文化・文政期の経営については秀村選三「石本家の経営形態に関する一考察」〔九州文化史研究所紀要三・四合併号』所収）に詳しく述べられている。
- (14) 「本家附属備銀銭并地方代銭調子帳」石本家文書二四二一。
- (15) 石本家文書二二三四。
- (16) 石本家「日記」（五二七九・五二七八）。「天草近代年譜」では四月四日の日付、吉田氏（前掲論文）は二月二四日の任命日となっている。
- (17) 「五和町史 史料編」（其の1）。
- (18) 石本家文書一三七五。